

要旨

近年、中国経済減速が続き、固定資産投資減少と潜在する不動産バブル崩壊の恐れは、中国の金融システムに不安を及ぼしている。設立されてから18年経った中国金融資産管理会社（AMC）が、中国の商業銀行などの不良債権を引き受けて処理してきた。中国では、シャードバンキング問題の存在などを原因とし、国が実際に抱える不良債権の残高は、公式統計上より大幅に上まった可能性が大きいと指摘されている。

本論文の目的は、中国金融資産管理会社による商業銀行等の不良債権処理を中心に、1993年以降に実施された金融体制改革を整理、分析することにある。金融体制改革における重点項目として、中央銀行による有効的な金融・貨幣政策の確立及び金融法律・規則の健全化、政策銀行の設立と商業銀行との分離、国有商業銀行の全体的な改善と強化、中国の経済発展に合致する金融システムの構築などが挙げられる。しかし、1979年「改革・開放」政策までの長い期間、中国は社会主義計画経済政策を採っていた結果、経済の健全な成長ができなかった。そのほか、「改革・開放」政策を採用した後も、新たな経済制度の模索や試行に加え、アジア通貨危機も発生し、スムーズな転換ができず、銀行セクターにおいて深刻な不良債権問題が発生した。当時国有四大商業銀行が抱える不良債権は、貸出債権総額の30パーセント超であった。国有企業は経営難に直面し、経営悪化をもたらした経営陣の再編や現代企業制度の導入も必要となっていた。

政府は、1993年12月『金融体制改革に関する国務院の決定』を発表した。経済の主要な主体である国有企業の改革と同時に、金融システムの主体である国有商業銀行の改革が実行された。主な決定内容は、中央銀行の独立化、政策金融と商業金融の分離、国有専門銀行を国有商業銀行に改革、金融市場の整備などを推進することである。1999年、中国の国務院は、莫大となる国有商業銀行の不良債権を集中処理する専門機構である資産管理会社を設立し、資産管理会社による国有商業銀行の不良債権処理の幕が開いた。1999年から2006年までの期間で、国有商業銀行が抱えた莫大な不良債権を三回に渡って処理してきた。1999年国有商業銀行への資本充足と同時に、第一回の政策性不良債権譲渡を実施した。2004年に、中国銀行と中国建設銀行の株式上場を助成するため、第二回の政策性不良債権譲渡が行われた。2005年に、第三次不良債権譲渡と同時に、工商銀行の株式制転換も終えた。2006年、各AMCが相次ぎ国からの政策性不良債権現金回収目標を達成したと発表した。

こちらの期間について、萩原（2001）は、不良債権の経済への負担はキャッチアップに向かう高度成長の過程で軽減させることは可能であり、国有企業の改革余地が大きいと指摘した。西崎（2002）は、問題点が表面化した中国の不良債権処理に、中央政府と協調関係のより緊密な金融資産管理会社の再編成や拡大すべき処理範囲、新たな処理方法を提言した。玉置・山沢（2004）は、簿価での不良債権移管や地方政府の介入、金融資産管理会社の監督管理などを問題点とし、外資企業や民営企業の参入の必要性を指摘した。

2007年以降、政策性不良債権処理を終えた後も、金融資産管理会社は存続し、不良債権処理を継続しながら、ファイナンシャルグループに変容し、商業化転換を始めた。金融資産管理会社の存続について、劉雪梅（2006）は三つの選択肢を国際比較の視点から提言した。金融資産管理会社の商業化転換の過程及び方向性については、梅興保（2009）と楊軍華（2012）は著書にて詳しく議論をした。

本論文の特徴としては、日本の研究者が研究されていない2007年後の金融資産管理会社の商業化転換を整理、分析したことにある。最後に金融資産管理会社の意義を探求し、金融資産管理会社の重要性を示唆する。

本論文の構成については、第1章第1節で、不良債権の定義と不良債権問題の影響を述べた。第2節で、国際比較の視点から、各国の不良債権処理実績を踏まえ、中国はいかに金融資産管理会社による不良債権処理方法をとったかを論述する。第2章第1、2節で、「改革・開放」政策採用前後の中国社会・経済発展過程に沿って、不良債権問題の発生の要因を述べる。第2章第3節で、1993年以降の金融体制改革を各法律・規則が公布された順で詳細に分析する。第3章第1節で、中国金融資産管理会社の発展段階を辿り、三回の政策性不良債権処理を述べる。第3章第2節で、金融資産管理会社の不良債権処理方法を重点として分析する。第3章第3節で、金融資産管理会社の商業化転換を詳しく論述する。最後の第4節でまとめとして、中国経済に及ぼした金融資産管理会社の意義を述べる。中国金融改革の最中に行われた不良債権処理は多岐に渡っており、中国商業銀行の株式上場を助成したほか、国有企業の株式化転換、不良債権を利用した金融商品の誕生、金融システムの審査・監督管理向上、モラルハザードへの対応能力強化、信用社会の構築などに多くの貢献がある。